

浜 情 委 第 7 7 号
平成28年10月19日

浜松市長 鈴木康友 様
(中区区振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年6月17日付け浜中振第72号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付で開示した援助方針に記載されている、年齢、〇〇、〇〇及びケース記録票に記載されている内容」の保有個人情報部分訂正決定に対する審査請求書についての諮問

(諮問第81号)

1 委員会の結論

浜松市長が訂正しないとした決定処分を取消すべきとまで言えないが、公文書は、正確に作成されるべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年2月9日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から現在に至る、私の生活保護実施に関する一切の記録」の開示請求をした。
- (2) 平成28年2月22日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、全部開示することを決定し、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年3月15日、審査請求人は、浜松市個人情報保護条例第31条の規定により、「援助方針に記載されている審査請求人の年齢、〇〇の記載、〇〇の種類、ケース記録票に記載されている訪問日及び記録内容」について保有個人情報の訂正を請求した。
- (4) 平成28年4月5日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第34条第1項の規定により、「援助方針に記載されている、審査請求人の年齢・〇〇の記載・〇〇の種類」を訂正することを決定し、浜松市個人情報保護条例第34条第2項の規定により、「ケース記録票に記載されている、訪問日及び記録内容」について、訂正する根拠資料がないため、訂正しない旨、審査請求人に通知した。
- (5) 平成28年6月3日、審査請求人は、(4)の処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。
- (6) 平成28年6月17日、審査庁は、浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書で、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

浜松市長がなした平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜中活第〇〇号保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書において、浜松市個人情報保護条例第34条第2項の規定による訂正をしない旨の決定の内容で、「ケース記録票に記載されている」「記録内容について」のうち、平成〇〇年〇〇月〇〇日の生活保護実施機関である浜松市中区社会福祉事務所を構成する浜松市中区生活福祉課に所属する職員らによる訪問に関する記載を削除する訂正しない部分について不服なので審査請求をし、この処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、中区役所生活福祉課窓口を訪問し、当該保有個人情報訂正請求の対象となるケース記録票記載の起案担当者である担当員〇〇氏、および同氏の上長である同課〇〇グループ長〇〇氏の臨席で問い合わせたところ、当該ケース記録票の起案

は、中区生活福祉課内のコンピュータでの入力によるしかできないためメモ（手控え）を作成した後、コンピュータ入力されるという回答を得たが、〇〇グループ長〇〇氏は、当該日付についての記憶は曖昧であるしメモも作成せずに当該訪問記録を起案した旨を答えた。

本件処分の対象となるケース記録票上に記載されるべき事項は、平成〇〇年〇〇月〇〇日における審査請求人による当該担当部署窓口への訪問と面談という事実と同月〇〇日における当該実施機関所属の上記〇〇氏および〇〇氏による審査請求人居宅への訪問と同所での面談の事実との2つの事項である。この2つの存在が全く別の1つの事項の存在であると記載されれば、真実に反する記載を敢えて起案者がその意図により作出したものと評価せざるを得ない。そして、この虚偽記載作出は、ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく損傷する反社会的行為として強く非難されなくてはならない。

さらには、本件処分の対象となるケース記録票記載にかかる起案の基礎となるメモを喪失した、同課職員らの供述では当該訂正請求にかかる訂正処分の根拠資料とすることが出来ないなどとして当該実施機関を構成し本件処分での主管課である浜松市中区生活福祉課は本件における訂正手続に非協力的である。

これは同課所属職員ら個人のみならず当該実施機関の組織的対応としても、住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つけるものとして看過できないものである。

よって、処分庁は浜松市個人情報保護条例第33条の規定する「当該訂正請求に理由があると認める」の解釈および適用を誤ったものであり、個人の尊重原理を掲げる日本国憲法の精神を強調するまでもなく極めて違法性が高く、また本件処分は、はなはだしく不当であると言わざるをえない。

(3) 反論書での主張

本件弁明書において、「訪問日を訂正・削除する根拠が確認できない」との記載については、この反論書に添付して追加する証拠書類の示す通り、不合理な強弁に過ぎないものとして、これを否認する。本件において録音に使用した機材は、その録音記録に打刻する機能を有しており、かつ、継続的に録音記録を保存しているのであり、機械的客観的になされた打刻記録を有する本件における録音記録は訂正の「根拠資料」にほかならない。なお、「根拠が確認できない」と処分庁は再度繰り返すだけであり、不合理かつ失当であると言わざるをえない。

4 実施機関の主張

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日の生活保護実施機関である浜松市中区福祉事務所を構成する、浜松市中区生活福祉課に所属する職員らによる訪問に関する記録を削除しないことについて不服であるとの主張であるが、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で審査請求人より提出された、保有個人情報開示請求の決定において、平成〇〇年〇〇月〇〇

日付けで開示した、平成〇〇年度ケース訪問計画表に、審査請求人の担当ケースワーカー〇〇により審査請求人宅への訪問日が記録されており、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの訪問記録を削除するものではない。また、審査請求人から提出された音声記録（CD-R）においても、訪問日を確定するに至る記録が確認できないことから、審査請求人の主張の通り平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの訪問記録の削除・訂正をするものではない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

5 委員会の判断

浜松市個人情報保護条例第33条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、実施機関は保有個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正の義務を負っていると解される。

本件訂正請求に係る保有個人情報である「ケース記録票」については、当該記載が、生活保護法が必要な保護を行う上で前提としている「困窮の程度」の記録を誤っており、かつ、当該誤りが当該保有個人情報の本人の「保護決定の判断」に影響を及ぼす場合に限り、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負うと考えられる。

本件訂正請求に係る「ケース記録票」の実施機関の職員による審査請求人宅への訪問と面談の日付は、直接に「困窮の程度」を示す情報とまではいえず、審査請求人は、審査請求書において「ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく損傷する」、「住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つける」と主張しているが、「ケース記録票」の実施機関の職員による審査請求人宅への訪問と面談の日付によって、審査請求人の「保護決定の判断」に何らかの影響を及ぼしたとまでは言及していない。

また、実施機関からの聞き取りでも、「今回訂正しないことをもって、訂正請求者が不利益を被る恐れはない。」とのことである。

以上のことから、本件訂正請求に係る保有個人情報について、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負わず、当委員会としては、実施機関が訂正しないとした処分は取消すべきとまではいえないと考える。

とはいえ、浜松市個人情報保護条例第8条は「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と規定しており、また、公文書を正しく作成することは行政運営の大前提であることを踏まえれば、実施機関は、複数の記録を確認するなどの方法で、公文書の正確性の確保に万全を期すべきである。

6 結論

以上のことから、実施機関が訂正しないとした決定処分を取消すべきとまで言えないが、浜松市個人情報保護条例では、第8条において「実施機関は、利用目的の達成に必

要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならぬ。」と規定しているので、実施機関は複数の記録を確認するなどの方法で、正確に公文書を作成すべきである。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

7 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 6月17日	諮問を受けた。
7月 1日	審査庁より弁明書を受理した。
7月19日	審査庁より反論書を受理した。
8月16日	諮問の審査を行った。
9月 9日	諮問の審査を行った。
10月 3日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長 (委員長)	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順